

令和8年度埼玉県病床機能転換促進事業の概要

1 目的

埼玉県地域医療構想において不足が推計されている回復期病床を充実させるため、地域医療介護総合確保基金を活用し、急性期病棟から回復期病棟への転換に係る新築・増改築・改修等を実施する医療機関を支援し、在宅復帰の支援やリハビリを行う回復期病床等の整備を促進する。

2 補助対象者

医療法に基づく埼玉県内の病院及び診療所の開設者であって、知事が適当と認めるもの。

3 補助対象事業

「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に規定する「地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料」「回復期リハビリテーション病棟入院料」「地域包括医療病棟入院料（主に回復期機能を提供する病棟に限る）」の施設基準等を満たす施設（以下「地域包括ケア病棟等」という）を開設するための施設及び設備整備事業で、下記の要件を全て満たすもの。

- (1) 急性期病棟から病床機能転換するもの。（※増床による病床整備は、補助対象外です。）
- (2) 自院完結型ではなく、他の急性期病院や地域の在宅支援診療所、高齢者施設等と連携した地域完結型医療の構築を目指す事業計画であること。
（※二次保健医療圏の地域医療構想調整会議に出席し、事業計画について報告していただきます。）
- (3) 補助金内示後に補助事業に着手し、令和9年3月末日までに完了するもの。（令和9年度以降の本補助事業の実施は未定です。事業計画が複数年度にまたがる場合は御相談ください。）
（※地域包括ケア病棟等への転換工事に着手済み又は転換済の病床は、補助対象外です。）

4 補助対象経費

(1) 施設整備費

急性期病棟から地域包括ケア病棟等を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

ただし、次に掲げる費用を除く。

- (ア) 土地の取得又は整地に要する費用
- (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用
- (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (エ) 既存建物の買収に要する費用
- (オ) その他整備費として適当と認められない費用

(2) 設備整備費

急性期病棟から地域包括ケア病棟等を整備するために必要な医療機器等の備品購入費

5 補助金額

【 補助金額（千円未満切り捨て）＝ 基準額 × 補助率 】

区 分		基準額（上限額）		補助率
施設整備費	新築・増改築	転換病床1床あたり	12,100千円	1/2・2/3*
	改修	転換病床1床あたり	8,257千円	1/2・2/3*
設備整備費		1施設あたり	10,800千円	1/2・2/3*

* 回復期病床の整備を病棟単位（当該補助事業の内示後に新たに回復期に転換した病床のみで構成）で実施する場合に限る。

なお、病棟の単位は看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。

（留意事項）

- ① 補助対象の工事費又は工事請負費及び備品購入費が基準額を下回る場合は、当該工事費又は工事請負費及び備品購入費を基準額とします。
- ② 事業期間が複数年度にわたる事業は、各年度の出来高に応じた補助金額になります。

6 その他

- (1) 下記ホームページに申請様式及び事業Q&Aを掲載しています。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/tenkanr3.html>
- (2) 補助事業完了の翌年度に、消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る仕入控除税額確定に際して、知事への報告書の提出と、仕入控除税額に相当する補助金の県への返納が生じます。
- (3) 補助事業完了後、診療報酬施設基準に定める地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括医療病棟入院料（主に回復期機能を提供する病棟に限る）を算定するための届出を行う必要があります。
- (4) 原則、補助事業完了以後の病床機能報告を急性期機能から回復期機能に変更して報告していただく必要があります。
- (5) 補助事業完了後、事業効果に関する調査に御協力いただきます。